

東京都立図書館登録利用者個人情報取扱事務要領

	平成 23 年 12 月 20 日	23 中図管企第 258 号
改正	平成 25 年 3 月 29 日	24 中図管企第 312 号
改正	平成 27 年 6 月 30 日	27 中図管企第 72 号
改正	令和 5 年 3 月 2 日	4 中図管企第 210 号

(目的)

第 1 条 この要領は、「東京都教育委員会個人情報取扱事務要綱」（平成 17 年 9 月 22 日付 17 教総総第 1009 号 最終改正平成 22 年 7 月 16 日 22 教教総第 631 号）、「東京都立図書館個人情報安全管理基準」（平成 18 年 3 月 31 日 17 中図管総第 1360 号改正平成 22 年 7 月 1 日 中図管総第 338 号）及び「東京都立図書館情報システム サイバーセキュリティ実施手順」（令和 5 年 2 月 27 日 4 中図管企第 203 号）に基づき、東京都立図書館（以下、「都立図書館」という）の登録利用者サービスを利用する者（以下、「登録利用者」という）の個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、「個人情報」とは、登録利用者の氏名・住所・生年月日等の個人を識別できる情報及びそれらを特定できる登録利用者 ID 並びに都立図書館が提供する各種サービスを登録利用者が申込み又は利用した日時及びその内容をいう。

(収集の制限)

第 3 条 登録利用者の個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、目的達成のために必要な範囲内で収集する。

2 都立図書館で取得する登録利用者の個人情報は、以下のとおりとする。

【必】は必須項目)

【必】名前、【必】名前カナ、【必】生年月日、【必】郵便番号、

【必】住所、【必】電話番号、在勤地郵便番号、在勤地住所、

在勤地電話番号、【必】Email アドレス、【必】パスワード、

3 個人情報は本人から収集する。本人が都立図書館ホームページ「Web サービス」のトップメニューから「利用者情報仮登録」、「利用者情報変更」、「レファレンス申込み」等のページに入り、必要事項を入力し、送信することを原則とする。

(適正管理)

第 4 条 都立図書館は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な次の措置を講じる。

- (1) 登録利用者の個人情報は、東京都立図書館情報システムのサーバ内に保存する。
- (2) 個人情報を保存するサーバは、不正アクセスが行えないよう保護措置を講じる。
- (3) 都立図書館情報システムの管理者は、「東京都立図書館情報システムサイバーセキュリティ実施手順」に従い、登録利用者の個人情報を適正に管理する。
- (4) 登録利用者の個人情報は、都立図書館の職員及び都立図書館の委託を受け館内で業務を行う者のうち権限を有する者しか取り扱えないよう管理する。
- (5) 都立図書館が保有する個人情報に変更が生じた場合は速やかに変更を届け出るよう、登録利用者に求める。
- (6) 保有の必要がなくなった個人情報は速やかにかつ着実に消去する。保有期間及び消去の時期は、下記のとおりとする。
 - ・ 登録利用者の個人情報を新たに取得した日又は登録利用者が有効期限更新を行った場合は更新日から起算して1年間を有効期限とする。
 - ・ 有効期限の翌年の3月末日まで登録利用者の個人情報を保有し、その後速やかに消去する。
 - ・ 登録利用者の個人情報を消去する場合は、事前にその旨を通知する。

(利用及び提供の制限)

第5条 都立図書館が保有する個人情報の目的外利用や外部機関への提供は行わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は提供をすることができる。目的外利用又は提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないように必要な措置を講じる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 裁判官の発した捜索・押収令状を所持して照会があったとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 都立図書館内で利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

(委託に伴う措置)

第6条 個人情報を取り扱う事務を委託するときは、委託仕様書及び委託業務マニュアルで、個人情報保護に関し、受託者が守るべき事項を明記する。

附則

この要領は、平成23年12月21日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 3 月 2 日から施行する。